

# 退職後の健康保険について

## —3つの選択先より選び、ご自身での手続きが必要です—



退職等により健康保険の資格を失った場合、新たな健康保険制度への加入が必要となります。

ただし、各制度は加入条件や毎月納める保険料額等に違いがありますので、比較検討のうえ期限内にお忘れのないよう加入手続きをお取りください。

退職後の健康保険制度加入には、

**3つの選択肢** があります。

**① 健康保険を任意継続する**

**② 国民健康保険に加入する**

**③ ご家族の健康保険の扶養に入る**

### ●各制度の概要とポイント

制度	① 任意継続健康保険	② 国民健康保険	③ 家族の扶養に入る
手続き先	お住まいの 都道府県の <b>協会けんぽ支部</b>	お住まいの <b>市町村</b>	ご家族の <b>勤務先</b>
加入条件	下記条件①②を満たす場合 ①退職日まで <b>被保険者期間</b> が継続して <b>2か月以上</b> あること ②退職の翌日から <b>20日以内</b> に <b>申請書を提出</b> すること	市町村の <b>国民健康保険課</b> にお問い合わせください	健康保険の <b>扶養条件を満たしていること</b> ※ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<b>退職された時の標準報酬月額</b> (上限28万円)によって決まります。 <b>(H31.4～上限 30万円)</b> ※上限までは、退職前に給与控除されていた健康保険料の約2倍となります(事業主との折半がなくなるため)。	●保険料は、 <b>世帯人数や前年の所得等</b> で決まります。 ●お住まいの市町村により保険料額が異なります。 ●会社都合(倒産)等による退職の場合、保険料の減免制度があります。	扶養家族の方は <b>原則として保険料がかかりません。</b> ※保険者により一部例外あり。

**ポイント1** 制度により手続き先が異なります。

**ポイント2** 任意継続健康保険と国民健康保険は、  
保険料の決定方法が違うため、保険料額が異なります。

**ポイント3** ご家族の扶養に入る場合、保険料がかかりませんが、  
扶養条件を満たす必要があります。

### ●その他注意点

各制度により、受けられる保険給付等に一部違いがあります。詳しくは各手続き先等にご確認ください。